

平成27年6月定例会議
厚生・産業常任委員会
条例案資料

議第107号 滋賀県食の安全・安心推進条例等の一部を改正する条例案

----- 1

議第108号 滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例案

----- 5

滋賀県食の安全・安心推進条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に伴い、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等で定められていた食品表示の基準が食品表示法において定めることとされたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県食の安全・安心推進条例（平成 21 年滋賀県条例第 90 号）ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県食の安全・安心推進条例の一部改正

健康被害情報の報告をすべき事項に食品表示法違反を追加することとします。（第 1 条による改正後の第 18 条関係）

(2) 滋賀県食品衛生基準条例（平成 12 年滋賀県条例第 54 号）の一部改正

ア 原材料として使用していない特定原材料等の製造等の工程における混入防止措置の規定において、特定原材料等を食品表示法で規定する特定原材料に改正するほか、所要の改正を行うこととします。（第 2 条による改正後の別表関係）

イ 営業者が遵守すべき営業施設における公衆衛生上の措置基準から、次の事項を除くこととします。（第 2 条による改正後の別表関係）

（ア）製品に表示する消費期限または賞味期限を科学的かつ合理的に設定したことを示す書類の作成

（イ）製品の出荷および販売時における表示の点検

（ウ）添加物製品へのロット番号の記載

(3) 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 42 号）の一部改正

ふぐを原材料とする製品への表示義務を削除することとします。（第 3 条による改正後の第 20 条関係）

(4) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県食の安全・安心推進条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>前文 省略</p> <p>第1条～第17条 省略</p> <p>（健康被害情報等の報告）</p> <p>第18条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、次条および第21条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等をいう。以下同じ。）または調理をした食品（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>（1）流通食品等（自らが生産または製造、加工もしくは輸入をした後に流通させたものに限る。次号において同じ。）または自らが調理をした食品が、食品衛生法の規定で規則で定めるものまたは同法の規定による禁止で規則で定めるものに違反するものであることを知ったとき（他の生産者または食品等事業者が、当該違反の事実についてこの項の規定に基づき知事に報告したことを既に知っている場合その他の規則で定める場合を除く。）。</p> <p>（2） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下 省略</p>	<p>前文 省略</p> <p>第1条～第17条 省略</p> <p>（健康被害情報等の報告）</p> <p>第18条 生産者および食品等事業者（主としてこれらの者により構成される団体を含む。以下この条、次条および第21条において同じ。）は、流通食品等（現に流通し、または流通した食品等をいう。以下同じ。）または調理をした食品（他の者に提供したものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちに当該流通食品等または調理をした食品の種類、当該事実の内容その他の人の健康に係る被害の発生または拡大を防止するために必要な事項として規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>（1）流通食品等（自らが生産または製造、加工もしくは輸入をした後に流通させたものに限る。次号において同じ。）または自らが調理をした食品が、食品衛生法もしくは食品表示法（平成25年法律第70号）の規定で規則で定めるものまたは食品衛生法の規定による禁止で規則で定めるものに違反するものであることを知ったとき（他の生産者または食品等事業者が、当該違反の事実についてこの項の規定に基づき知事に報告したことを既に知っている場合その他の規則で定める場合を除く。）。</p> <p>（2） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県食品衛生基準条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p>
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>
<p>第1 食品および添加物（以下「食品等」という。）を取り扱う営業に係る基準</p>	<p>第1 食品および添加物（以下「食品等」という。）を取り扱う営業に係る基準</p>
<p>1～5 省略</p>	<p>1～5 省略</p>
<p>6 食品等の取扱い</p>	<p>6 食品等の取扱い</p>
<p>(1)～(7) 省略</p>	<p>(1)～(7) 省略</p>
<p>(8) 食品等の製造等に当たっては、次に掲げる事項を行うこと。</p>	<p>(8) 食品等の製造等に当たっては、次に掲げる事項を行うこと。</p>
<p>ア 省略</p>	<p>ア 省略</p>
<p>イ原材料として使用していない<u>特定原材料等（法第19条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に規定する特定原材料およびこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定める原材料をいう。）の製造等の工程における混入を防止する措置を講ずること。</u></p>	<p>イ原材料として使用していない<u>特定原材料（食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準に規定する特定原材料をいう。）の製造の工程における混入を防止する措置を講ずること。</u></p>
<p>ウ～オ 省略</p>	<p>ウ～オ 省略</p>
<p>(9) 省略</p>	<p>(9) 省略</p>
<p>(10) <u>製品に表示する消費期限または賞味期限を科学的かつ合理的に設定したことを示す書類の作成に努めること。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(11) 省略</p>	<p>(10) 省略</p>
<p>(12) 製品の出荷および販売に当たっては、<u>包装状態、表示等</u>について点検すること、ならびにそれらの結果ならびに当該製品の出荷先および出荷量の記録に努めること。</p>	<p>(11) 製品の出荷および販売に当たっては、<u>包装状態等</u>について点検すること、ならびにそれらの結果ならびに当該製品の出荷先および出荷量の記録に努めること。</p>
<p>(13) 省略</p>	<p>(12) 省略</p>
<p>(14) <u>製品が添加物である場合は、ロットを識別することができる番号を製品に記載するよう努めること。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(15) 省略</p>	<p>(13) 省略</p>
<p>7 以下省略</p>	<p>7 以下省略</p>

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第19条 省略 （表示）</p> <p>第20条 <u>ふぐを処理し、調理し、または加工した製品（容器包装に入れたものに限る。）を販売に供しようとする者は、規則で定める事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装または包装の見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>第21条以下 省略</p>	<p>第1条～第19条 省略</p> <p>第20条 削除</p> <p>第21条以下 省略</p>

滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条において準用する学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 6 条の規定により、幼保連携型認定こども園においては、学校環境衛生基準により、適切な環境の維持がなされることから、滋賀県遊泳用プール条例（昭和 51 年滋賀県条例第 14 号）による規制を適用しないこととするため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園については、遊泳用プールの開設に係る許可を要しないこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県遊泳用プール条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(許可等)</p> <p>第3条 遊泳用プールを開設しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校において、専ら当該学校、専修学校および各種学校の幼児、児童、生徒および学生を対象とする遊泳用プールについては、この限りでない。</p> <p>2および3 省略</p> <p>以下、省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(許可等)</p> <p>第3条 遊泳用プールを開設しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校ならびに<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>において、専ら当該学校、専修学校および各種学校ならびに<u>幼保連携型認定こども園</u>の幼児、児童、生徒および学生ならびに<u>園児</u>を対象とする遊泳用プールについては、この限りでない。</p> <p>2および3 省略</p> <p>以下、省略</p>